

ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ドライブレコーダーによるまちの見守り活動に関する協定書(以下「協定」という。)第4条に定める見守り活動の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力事業所等の募集)

第2条 市長は、協定第1条の目的を達成するために、市内の事業所及び団体(以下「事業所等」という。)に対して、市が行うドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動の実施に協力する事業所等(以下「協力事業所等」という。)の募集を行うものとする。

(協力事業所等の資格要件)

第3条 次条第1項の規定により申請しようとする事業所等は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 暴力団関係事業者(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と密接な関係を有する事業者又は暴力団員が実質的に経営を支配している事業者をいう。)又は暴力団員に該当しない者であること。
- (2) 事業活動等において、記録情報の提出が可能なドライブレコーダー搭載車両を1台以上運用していること。

(協力の申込及び登録)

第4条 ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動の実施に協力しようとする事業所等は、ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動協力事業所等申込書(様式第1号)を、事業所等のうち個人が所有する車両を使用する場合にあっては当該申込書に名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、事業所等に対し、ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動協力事業所等登録通知書(様式第2号。以下「登録通知書」という。)を交付するとともに、見守り活動に協力していることを示すステッカー等の啓発物を提供する。
- 3 協力事業所等は、第1項の申請書の内容に変更があった場合は、ドライブレコーダーによるまちの見守り活動協力事業所等変更・廃止届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により登録通知書を交付した場合は、ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動協力事業所等名簿(様式第4号)により適正に管理すると

もに、札幌方面室蘭警察署に情報提供を行うものとする。

(協力の内容)

第5条 協力事業所等は、まちの見守り活動を実施する場合は、第4条第2項の規定により提供を受けたステッカー等を周囲から容易に視認できるよう掲示し、当該活動の実施に協力するものとする。

2 協力事業所等は、協定第2条第2項の規定に基づく要請があった場合は、札幌方面室蘭警察署に対し、記録情報その他当該要請に関する情報の提供に努めるものとする。

(協力事業所等の責務)

第6条 協力事業所等は、捜査に関して知り得た情報を他に漏洩してはならない。

2 協力事業所等は、第4条第2項の規定により提供を受けたステッカー等を前条第1項に規定するまちの見守り活動以外の用途に使用し、又は他者に譲渡してはならない。

(協力の廃止)

第7条 協力事業者等は、第5条第1項の規定による協力をやめようとする場合は、ドライブレコーダーによるまちの見守り活動協力事業所等変更・廃止届(様式第3号)に登録通知書及び啓発物を添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。